



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年7月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	小児寝たきり患者等における痙攣重積を繰り返すてんかんなど、傷病名に呼吸不全等の記載がない場合の在宅酸素療法指導管理料の算定は、原則として認められない。	在宅酸素療法指導管理料は、「呼吸不全等、酸素投与が医学的に必要と認められる疾患又は病態」を対象として算定するものである。 したがって、小児寝たきり患者における痙攣重積を繰り返すてんかん等であっても、傷病名欄に呼吸不全等の記載がなく、単にてんかん・痙攣重積の存在や小児寝たきり状態である場合は、算定要件に定める「適応疾患」には該当しない。以上より、当該状態に対して在宅酸素療法指導管理料を算定することは、原則として認められない取扱いと判断した。	適用年月 令和8年10月診療分

2	<p>小児に対するベオーバ錠の適応は、小児を対象とした臨床試験は実施していないが、薬理作用が十分にあり効果が期待できることから、原則として認められる。</p>	<p>小児に対するベオーバ錠の適応については、過活動膀胱に適応を有するすべての薬剤が小児を対象とした臨床試験を実施していないものの、薬理作用が十分にあり、効果が期待できることから、原則として認められる取扱いと判断した。</p>	<p>適用年月 令和8年10月診療分</p>
3	<p>多動を伴わない注意欠損障害でインチュニブ錠 1 mgの算定は、多動がある場合に限定されておらず、ADHD の病型(不注意優勢型、混合型、多動・衝動優勢型)の区別なく対象となることから、原則として認められる。</p>	<p>多動を伴わない注意欠損障害でインチュニブ錠 1 mgの算定は、添付文書上、インチュニブの効能・効果は「注意欠陥／多動性障害(AD/HD)」と規定されており、多動がある場合に限定されていない。すなわち、ADHD の病型(不注意優勢型、混合型、多動・衝動優勢型)の区別なく対象となることから、原則として認められる取扱いと判断した。</p>	<p>適用年月 令和8年10月診療分</p>

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 外科・混合審査室 小児・産婦人科審査課 (TEL:092-233-6827) (花島)